

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のご案内

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助内容

補助上限額 50万円
補助率 補助対象経費の3分の2以内

※創業支援等事業の支援を受けた事業者(一定の条件があります)の場合: 上限 100 万円
 ※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合: 上限 500 万円(50 万円×連携する事業者数)



事業再開枠



上記の補助内容とあわせて、「業種別ガイドライン」に基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取り組みにかかる費用を補助対象経費として、補助金額に上乗せすることができます。

補助上限額 50万円 **補助率** 定額

対象となる経費 ①消毒費用、②マスク費用、③清掃費用、④飛沫対策費用、⑤換気費用、⑥その他の衛生管理費用、⑦PR費用



受付締切

《第1回》 ~~2020年 3月 31日~~
 《第2回》 ~~2020年 6月 5日~~
 《第3回》 2020年 10月 2日
 《第4回》 2021年 2月 5日

補助対象者

小規模事業者等

下表に合致する商工業者(会社および個人事業主)

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下
特定非営利活動法人	常時使用する従業員の数	20人以下

・特定非営利活動法人については、一定の要件があります。
 ・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・申請時点で開業届を出していない創業予定者・任意団体については補助対象者とはなりません。

対象となる経費(主なもの)

機械装置等費	・事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 <small>※単価の上限の設定はありません。ただし、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、処分制限があります。 ※単価50万円未満の中古品の購入も可能。ただし、金額にかかわらず複数の見積もりが必要</small>
広報費	・パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会等出展費	・新商品等を展示会等に出展または、商談会に参加するために要する経費
旅費	・販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等のための旅費
開発費	・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
外注費	・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費

相談・お申し込みは 地域の商工会へ 国富町商工会 担当:山名、河野
 公募要領は 宮崎県商工会連合会 ホームページ <http://www.miya-shoko.or.jp/> でご確認ください。

補助金のお受け取りまで



まずは、地域の商工会へ ご相談ください!



当補助金は、地域の商工会の助言、指導、融資斡旋等の支援を受けながら事業を実施することが前提条件となっています。

1 申請書の作成

市場の動向、自社の強み等を分析し、持続的な経営に向けた計画書の作成をします。その上で、地道な販路開拓や売上拡大、業務効率化（生産性向上）について補助事業計画の作成をします。

商工会が計画書等の申請書の内容について、確認を行い補助事業の支援計画を策定します。

※経営計画書・補助事業計画書の作成は、商工会でご支援いたします。

※業務効率化は、販路開拓とあわせて行うもので、「サービス提供等プロセスの改善」「ITの利活用」があります。

2 申請書の審査

外部有識者による経営計画書・補助事業計画書の審査を行います。



※政策的観点に合致する取り組みを行う事業者には加点があります。（下記参照）

3 補助金の交付決定・事業の実施

申請書の内容について、採択が決定した事業者には「補助金交付決定通知書」が送付されます。

採択を受けた事業者は、補助事業計画に沿って、販路開拓等の事業に取り組みます。

4 実績報告書の提出

販路開拓等の取り組みが終わりましたら、実績報告書を提出していただきます。

※取り組みの実施期限

第3回⇒2021年7月31日 第4回⇒2021年11月30日

5 確定通知書の送付・補助金のお受取り

実績報告書等の確認が終わったあと、支払われる補助金額が確定します。その後、指定の口座に補助金をお振込みします。

※補助金の確定は、通知書を送付します。

※通知書を送付してから、補助金のお受け取りまでは2ヶ月前後かかります。

- ・商工会 会員、非会員問わず、応募可能です。
- ・商工会議所地区で事業を営んでいる小規模事業者は、商工会議所へお問い合わせください。
- ・過去3年間で採択を受けた事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であれば申請が可能です。
- ・電子申請システム(j-Grants)による申請も可能です。

補助の対象となり得る取り組み(例)



業種	事業名	事業内容
小売業	観光客が立ち寄りやすい雰囲気づくりを通じた新規顧客獲得事業	・機械・設備等の導入 ・オーダーメイドテーブルの作成 ・のぼりの設置
製造業	ターゲットに注力した事業展開と生産性向上事業	・機械・設備等の導入 ・看板の製作 ・自社ホームページの作成
製造業	特産品にこだわる新商品開発で販路開拓と雇用創出	・展示会出展のためのPOP ・パッケージデザインの開発 ・のぼりの導入

加点の対象となる 取り組みを行う事業者

- ・加点の対象となる取り組みについて下記に記載の内容以外にも要件があります。
- ・(1)～(5)については、加点の付与を希望する場合、申請書の他に提出書類等があります。いずれも、公募要領でご確認ください。

- | | |
|----------------|--|
| (1)賃上げ加点 | ①給与支給総額増加型(1年で1.5%増加) ②事業場内最低賃金引上げ型(1年で最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準)いずれかの取り組みを行う事業者 |
| (2)事業承継加点 | 基準日時点の代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う事業者 |
| (3)経営力向上計画加点 | 各受付締め切り日の基準日までに、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者 |
| (4)地域未来牽引企業等加点 | 経済産業省が選定する地域未来牽引企業、または地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者 |
| (5)過疎地域加点 | 「過疎地域自立促進特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の発展につながる取り組みを行う事業者 |